

よなごの国保



後期高齢者医療保険料の料率等についてお知らせします

平成 27 年度の後期高齢者医療保険料率は、平成 26 年度と同じで下記のとおりです。

所得割額

(前年の総所得金額－基礎
控除額 33 万円) × 8.07%

+

均等割額

1 人当たりの額
42,480 円

=

年間の保険料

100 円未満は切り捨てます。
57 万円を超える場合は
57 万円になります。

※年度の中途に加入又は脱退の場合は、月割となります。

後期高齢者医療保険料の決定通知書・納入通知書は 7 月中旬にお送りします

後期高齢者医療保険料の軽減について

《5割軽減、2割軽減の拡充》

5割軽減の人数にかかる部分が1万5千円、2割軽減の人数にかかる部分が2万円引き上げられ、軽減の範囲が拡充されました。

①均等割額の軽減

軽減割合	世帯の総所得（収入）金額等（世帯主と被保険者により判定）	軽減後の均等割額
9割	【基礎控除額（33万円）を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）】の世帯	4,248円
8.5割	【基礎控除額（33万円）】を超えない世帯のうち、9割軽減に該当しない世帯	6,372円
5割	【基礎控除額（33万円） + 26万円 × 世帯の被保険者数】を超えない世帯	21,240円
2割	【基礎控除額（33万円） + 47万円 × 世帯の被保険者数】を超えない世帯	33,984円

②所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額（基礎控除後の総所得金額）が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。（年金収入のみの場合、年金収入の額が211万円以下の方）

③被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が9割軽減されます。

米子市保険年金課 TEL (0859) 23 - 5121 (高額療養費、人間ドック) 23 - 5124 (納付相談)
23 - 5122 (保険証、後期高齢者医療) 23 - 5123 (特別医療)

平成 27 年 5 月 1 日

国民健康保険料の料率等の改定についてお知らせします

平成 27 年度の国民健康保険料率を平成 23 年度改定以来、4 年ぶりに改定します。

平成 23 年度の保険料率改定後、国民健康保険の加入者は大幅に減少し、皆様に納めていただく保険料では年々増加する医療費をまかなうことが困難な状態となっています。平成 26 年度の決算では約 4 億 8 千万円の赤字となり、大変逼迫した状況が続いております。このままの状況で進んだ場合には、平成 31 年度に約 19 億円の赤字になると思われます。

国民健康保険事業の安定的な運営を行うためには、医療費抑制のための保健事業の推進や収納率向上のための施策のみでは赤字解消はできないため、米子市国民健康保険運営協議会に保険料率の改定及び加入者の負担が少なくなるよう米子市の予算から国民健康保険の予算に赤字相当分を繰り入れることを盛り込んだ保険料の改定案を諮問したところ、現状では料金改定はやむを得ないとの答申をいただき、平成 27 年度の国民健康保険料の料率等を次の表のとおり改定することとなりました。加入者の皆様にご負担をおかけしますが、何とぞご理解をお願いいたします。

【改定内容】

1. 平成 26 年度保険料調定見込額の平均 9%相当（被保険者一人当たり 9,000 円）の保険料率の引き上げをしました。基礎賦課額及び介護納付金賦課額の所得割額、均等割額及び世帯割額を改定しています。
2. 国の政令改正に基づき賦課限度額を改定しました。併せて 5 割軽減、2 割軽減の基準額を改定しました。

今後、高齢社会の急速な進展による医療費の増加や若年被保険者の構成割合の減少、低所得者の増加等により、さらに厳しい財政状況になることが予想されますが、平成 27 年度以降、赤字解消に向け、保険料率の見直しと保険料収納率の向上による歳入の確保、医療費の適正化による医療費の抑制により、赤字の改善に努めてまいりたいと考えております。

【保険料率等】

	基礎賦課額 (医療分) 【全員が対象】	後期高齢者支 援金等賦課額 【全員が対象】	介護納付金賦課額 【40 歳～64 歳の方】
所得割額 【前年中の総所得金額等から 33 万円控除した額の】	7.83% (7.31%)	2.30% (据え置き)	2.29% (1.95%)
資産割額 【土地・家屋にかかる当該年度の固定資産税額の】	16.40% (据え置き)	9.60% (据え置き)	9.60% (据え置き)
均等割額 【被保険者 1 人につき】	23,600 円 (21,500 円)	8,000 円 (据え置き)	9,500 円 (9,200 円)
平等割額 【1 世帯につき】	23,200 円 (21,500 円)	7,500 円 (据え置き)	5,100 円 (4,800 円)
賦課限度額	52 万円 (51 万円)	17 万円 (16 万円)	16 万円 (14 万円)

※ () 内は平成 26 年度の料率です

※ <基礎賦課額><後期高齢者支援金等賦課額><介護納付金賦課額>の合計金額が 1 年間の国民健康保険料となります。年度の中途に加入又は脱退の場合は、月割となります。

※ 総所得金額等とは、公的年金などの雑所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。(遺族年金、障害年金等は除きます。)

国民健康保険料の決定通知書・納入通知書は 7 月中旬にお送りします

国民健康保険料の軽減について

世帯（世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者）の人数と所得状況に応じて、世帯の総所得金額がそれぞれの区分以下の場合に、均等割額と平等割額について各割合が軽減されます。

《5割軽減、2割軽減の拡充》

5割軽減の人数にかかる部分が1万5千円、2割軽減の人数にかかる部分が2万円引き上げられ、軽減の範囲が拡充されました。

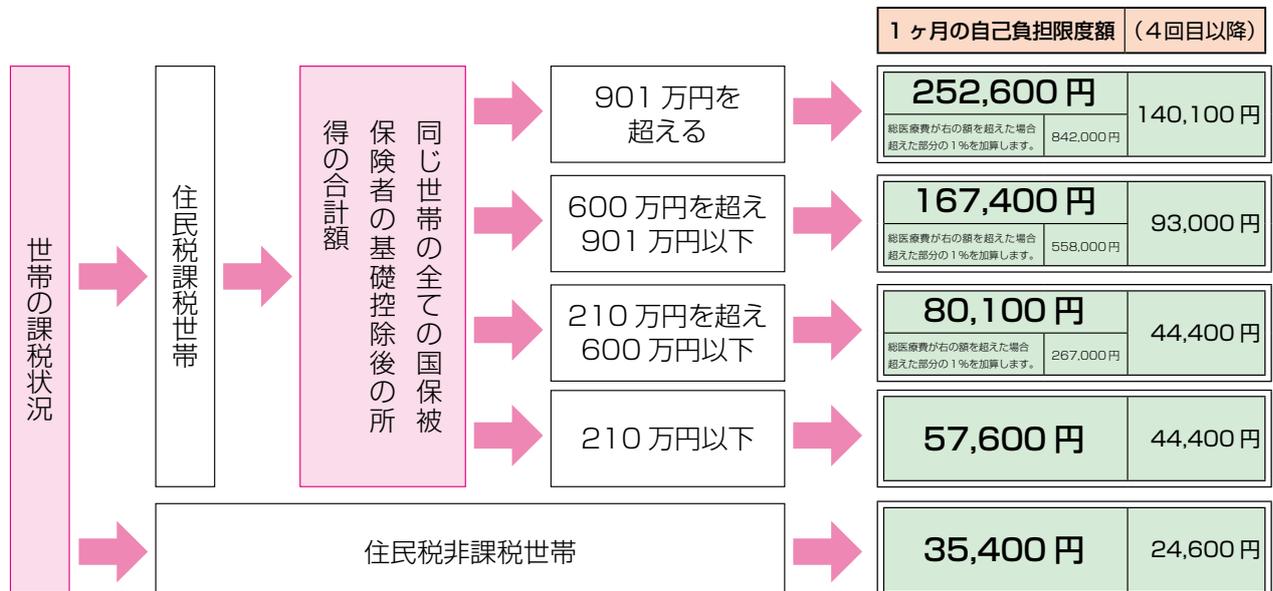
軽減割合	対象となる世帯の総所得金額の区分
7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円 + $26万円 \times$ (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下の世帯
2割軽減	33万円 + $47万円 \times$ (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下の世帯

※ 特定同一世帯所属者…国保から後期高齢者医療制度の被保険者になった方で以後世帯主が変わることなく、継続してその世帯にいる方のことです。

国民健康保険（後期高齢者医療保険）高額療養費のご案内

高額療養費とは、ひと月ごとに、医療機関の窓口での支払額（自己負担額）が、自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額（高額療養費）をお返しする制度です。（ただし、保険外治療、食事代、文書料、室料差額や雑費等は対象になりません）

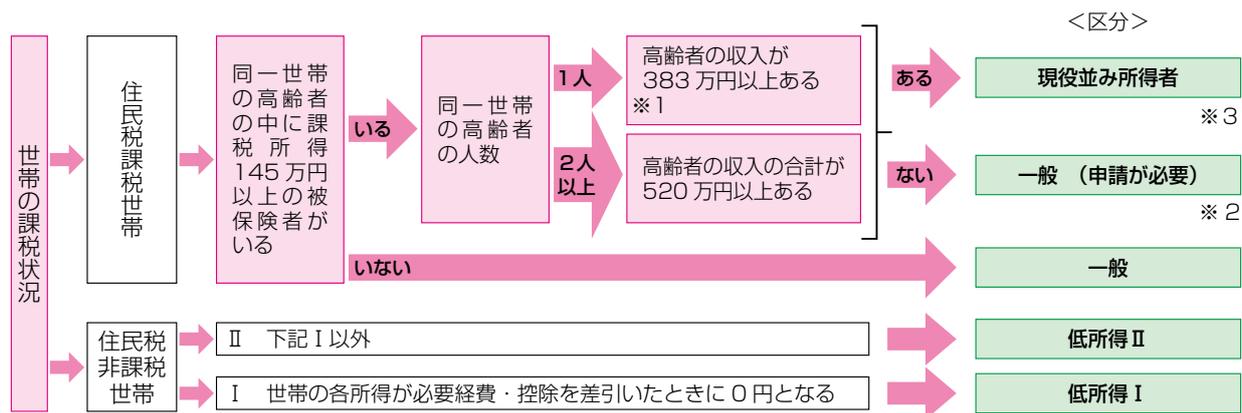
① 国民健康保険加入70歳未満の方の高額医療区分及び自己負担限度額



○世帯の課税状況は国民健康保険加入者、国保から後期高齢者に移行した方（特定同一世帯者）及び世帯主の状況で判定します。

「限度額適用認定証」を提示しますと、一医療機関の窓口での支払いは、自己負担限度額までとなります。限度額適用認定証の申請は保険証をご持参のうえ、保険年金課または淀江支所地域生活課で申請手続きをお願いします。ただし、保険料に未納がないことが要件となります。

② 国民健康保険加入 70 歳以上の方の区分判定



○自己負担限度額は④の表をご覧ください。

○世帯の課税状況は国民健康保険加入者、国保から後期高齢者に移行した方（特定同一世帯所属者）及び世帯主の状況で判定します。

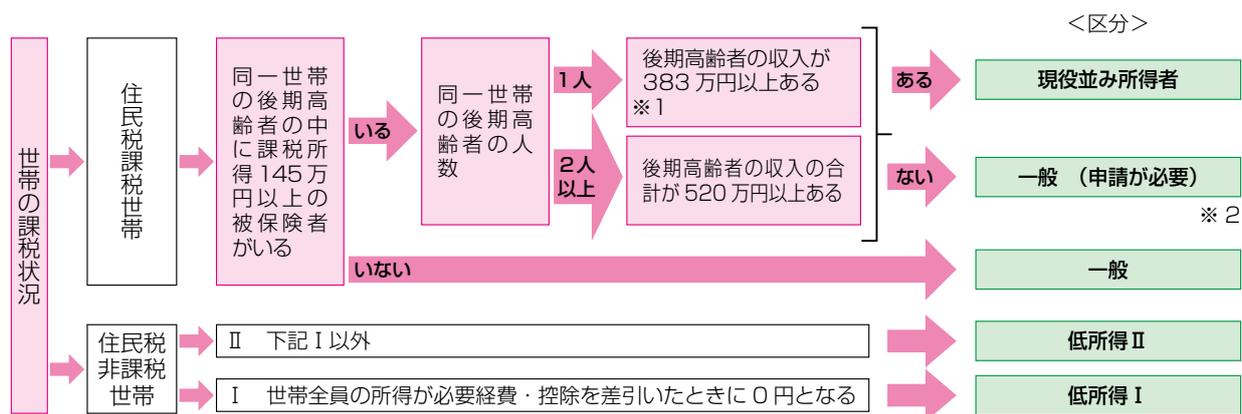
○高齢者とは 70 歳～ 74 歳までの国民健康保険加入者をいいます。

※ 1 この基準により「現役並み所得者」と判定された場合でも特定同一世帯所属者がいる場合、高齢者の収入と特定同一世帯所属者の収入を合計して 520 万円未満であれば「一般（申請が必要）」の区分となります。

※ 2 申請により「一般」となる方には保険年金課から申請書をお送りしています。

※ 3 平成 27 年 1 月 2 日以降に 70 才となった国保被保険者のいる世帯のうち、高齢者の基礎控除後の「総所得金額等」の合計額が 210 万円以下の場合は「一般」の区分になります。

③ 後期高齢者医療保険加入の方の区分判定



○自己負担限度額は④の表をご覧ください。

○世帯の課税状況は、後期高齢者以外の方も含めた世帯全員の状況で判定します。

※ 1 この基準により「現役並み所得者」と判定された場合でも同一世帯に 70 歳以上 75 歳未満の方がいる場合、後期高齢者の収入とその方の収入を合計して 520 万円未満であれば「一般（申請が必要）」の区分となります。

※ 2 申請により「一般」となる方には保険年金課から申請書をお送りしています。

④ 国民健康保険加入 70 歳以上の方、後期高齢者医療加入の方の自己負担限度額

区 分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	
		80,100 円	（4 回目以降） 44,400 円
現役並み所得者 ※	44,400 円	総医療費が右の額を超えた場合超えた部分の 1% を加算します。 267,000 円	44,400 円
一般	12,000 円	44,400 円	
低所得者 II	8,000 円	24,600 円	
低所得者 I	8,000 円	15,000 円	

一医療機関の窓口での支払いは、自己負担限度額までになります。ただし、住民税非課税世帯の区分（低所得 I、低所得 II）に該当する方は「限度額適用認定証」が必要になりますので、保険証を持参のうえ、保険年金課または淀江支所地域生活課で申請手続きをお願いします。（後期高齢者医療の方は印鑑も必要となります。）